



# 鳥取県公報

平成15年12月26日(金)  
号外第169号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

条 例 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(81)(職員課)..... 1

——— 公布された条例のあらまし ———

### 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 長期勤続者に支給する退職手当に係る調整率を100分の104(現行 100分の110)とすることとした。  
(附則第29項、附則第30項関係)
- 2 雇用保険法の一部改正に伴う所要の改正を行うこととした。(第15条関係)
- 3 退職手当を支給する職員から臨時的任用職員を除くこととした。(第2条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 施行期日等
  - (1) この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。ただし、2に関する事項は、公布の日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

## 条 例

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第81号

#### 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等(以下この条において「削除項等」という。)を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下この条において「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、給与条例第1条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（再任用職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者をいう。</u>次項において同じ。）及び臨時的任用職員（同法第22条の規定に基づき臨時的に任用された職員、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。次項において同じ。）を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者（再任用職員及び臨時的任用職員を除く。）のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中25年以上勤続した者の退職に係る部分並びに20年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第15条 勤続期間6月以上で退職した職員（第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、同法</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、給与条例第1条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者（次項において「再任用職員」という。）を除く。</u>以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者（再任用職員を除く。）のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中25年以上勤続した者の退職に係る部分並びに20年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第15条 勤続期間6月以上で退職した職員（第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、同法</p>

第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者を同項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項の規定を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。以下この条において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1)及び(2) 略

2～10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3) 略

(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の2第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)及び(6) 略

12 略

13 第11項第3号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

第23条第3項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者を同項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項の規定を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。以下この条において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1)及び(2) 略

2～10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、再就職手当、常用就職支度金、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3) 略

(3の2) 前2項に該当する者以外の者であって、安定した職業に就いたもの 雇用保険法第56条の2第3項に規定する再就職手当の額に相当する金額

(4) 身体障害者その他の就職が困難な者として雇用保険法第57条第1項に規定するものに該当する者であって、安定した職業に就いたもの（前号の再就職手当の額に相当する金額の支給を受けることができる者を除く。） 同条第3項に規定する常用就職支度金の額に相当する金額

(5)及び(6) 略

12 略

13 第11項第3号又は第3号の2に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の2第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15 第11項の規定は、第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(これらの規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16 偽りその他不正の行為によって第1項、第3項、第5項から第11項まで又は前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の規定の例による。

17 略

#### 附 則

1～27 略

28 昭和62年3月31日に旧日本国有鉄道の職員として在職していた者が、引き続き日本国有鉄道改革法第11条第2項に規定する承継法人であって同条第1項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号)附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下この項において「承継法人等」という。)の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

29 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者又は25年未満の期間勤続して附則第6項の規定に

14 第11項の規定は、第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(これらの規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、再就職手当、常用就職支度金」とあるのは「常用就職支度金」と読み替えるものとする。

15 偽りその他不正の行為によって第1項、第3項、第5項から第11項まで又は前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の3の規定の例による。

16 略

#### 附 則

1～27 略

28 昭和62年3月31日に旧日本国有鉄道の職員として在職していた者が、引き続き日本国有鉄道改革法第11条第2項に規定する承継法人であって同条第1項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団(以下この項において「承継法人等」という。)の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

29 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者又は25年未満の期間勤続して附則第6項の規定に

該当する退職をした者（条例第36号附則第3項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の額は、第3条から第5条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

30 当分の間、36年の期間勤続して退職した者（条例第36号附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第4条の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

31～33 略

34 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職する者（同法附則第25条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員として引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

該当する退職をした者（条例第36号附則第3項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の額は、第7条の規定にかかわらず、第3条から第5条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の110を乗じて得た額とする。

30 当分の間、35年を超え38年以下の期間勤続して退職した者（条例第36号附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第4条の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

31～33 略

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 及び 2 略 （経過措置） 3 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退	附 則 1 及び 2 略 （経過措置） 3 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退

職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職する者で、指定法人職員又は他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分又は新条例第4条（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）第5条若しくは附則第6項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満）である者に対する退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで及び附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第3条から第5条の2までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

- 4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第4条（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の額は、新条例第4条及び附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の額は、新条例第5条、第5条の2及び附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

6～37 略

職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職する者で、指定法人職員又は他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分又は新条例第4条（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）第5条若しくは附則第6項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満）である者に対する退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第3条から第5条の2までの規定により計算した額にそれぞれ100分の110を乗じて得た額とする。

- 4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第4条（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超え38年以下である者に対する退職手当の額は、新条例第4条及び附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の額は、新条例第5条、第5条の2、第7条及び附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

6～37 略

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第1条中職員の退職手当に関する条例第15条及び附則第28項の改正並びに同条例附則第33項の次に1項を加える改正並びに附則第4項から附則第11項までの規定は、公布の日から施行する。

### （臨時的任用職員に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）に現に第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項に規定する職員として在職する者で同項に規定する臨時的任用職員（以下この項及び次項において「臨時的任用職員」という。）としての在職期間を有するもの（臨時的任用職員から引き続いて新条例第2条第1項に規定する職員となった者に限る。）及

び施行日の前日に現に臨時的任用職員として在職する者で引き続いて新条例第2条第1項に規定する職員となったもの(退職の日又はその翌日に再び臨時的任用職員となった後引き続いて新条例第2条第1項に規定する職員となった者を含む。)の新条例第9条に規定する勤続期間の計算については、その者の臨時的任用職員としての在職期間を同条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 3 施行日前に退職した臨時的任用職員及び施行日の前日に現に臨時的任用職員として在職する者が施行日以後最初に退職した場合(その者が退職の日又はその翌日に再び臨時的任用職員となった後退職した場合を含む。)におけるその者の退職手当については、なお従前の例による。

(失業者の退職手当に関する経過措置)

- 4 この条例の公布の日(以下この項から附則第11項までにおいて「公布日」という。)前に退職した職員に係る新条例第15条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項から附則第7項までに定めるものを除き、なお従前の例による。

- 5 新条例第15条第11項第4号及び第14項の規定は、公布日以後に職業に就いた者に対する同条第11項第4号に掲げる退職手当の支給について適用し、公布日前に職業に就いた者に対する第1条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下この項から附則第11項までにおいて「旧条例」という。)第15条第11項第3号の2及び第4号に掲げる退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 6 公布日前にした偽りその他の不正行為によって新条例第15条の規定による失業者の退職手当の支給を受けた者に対するその失業者の退職手当の全部又は一部を返還すること又はその失業者の退職手当の額に相当する額以下の金額を納付することの命令については、なお従前の例による。

- 7 新条例第15条第16項の規定は、公布日以後に偽りの届出、報告又は証明をした事業主又は職業紹介事業者等(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第10条の4第2項に規定する職業紹介事業者等をいう。)に対して適用し、公布日前に偽りの届出、報告又は証明をした事業主に対する失業者の退職手当の支給を受けた者と連帯して新条例第15条第16項の規定による失業者の退職手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることの命令については、なお従前の例による。

- 8 附則第4項から前項までの場合において、公布日の前日までに退職した職員に関する平成15年5月1日から公布日の前日までの間における旧条例第15条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「雇用保険法(昭和49年法律第116号)」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成15年法律第31号)による改正前の雇用保険法(昭和49年法律第116号。以下「旧雇用保険法」という。)」と、同項第2号並びに同条第3項、第5項から第11項まで、第15項及び第16項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。

- 9 附則第4項、第5項及び前項の規定にかかわらず、平成15年5月1日から公布日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第15条の規定により退職手当を受けることができる者の失業者の退職手当の額は、規則で定めるところによる。

- 10 附則第4項、第5項及び第8項の規定にかかわらず、平成15年5月1日前に退職した職員が同日から公布日の前日までの間に職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成15年法律第31号)附則第8条に規定する就業促進手当の支給の例により新条例第15条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当を支給する。ただし、これらの者のうち旧条例第15条第11項第3号の2又は第4号の規定により退職手当を受けることができるものの失業者の退職手当の額は、規則で定めるところによる。

- 11 平成15年5月1日から公布日の前日までの間に退職した職員に対して、平成15年5月1日から公布日の前日までの間に旧条例第15条の規定により支払われた退職手当は、前2項の規定による失業者の退職手当の内払とみなす。

(長期勤続者の退職手当に関する経過措置)

- 12 当分の間、44年を超える期間勤続して退職した者で新条例第4条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同条の規定にかかわらず、その者が新条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として新条例附則第29項の規定の例により計算して得られる額とする。

(規則への委任)

- 13 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

